

アルミ産業成長力強化戦略推進事業（アルミのグリーン化に関する研究開発プロジェクト事業）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が企業及び大学等高等教育機関（及び公的試験研究機関）で構成するグループ（以下「グループ」という。）に対し、アルミのグリーン化に関する研究開発プロジェクトを委託する事業（以下「委託事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 委託事業は、富山県内のアルミ産業循環網のグリーン化のための研究開発プロジェクトを委託すること、また、アルミバリューチェーン グリーン化研究会における活動と連携することにより、県内における持続可能な循環型アルミ産業への発展を図ることを目的とする。

（対象とする委託事業）

第3条 委託事業の対象とする研究開発テーマ、委託費の上限額及び実施期間は別に定める。

（委託対象者）

第4条 委託対象者はグループとし、グループは富山県内に事業所を有する中小企業（以下「企業」という。）1以上、並びに大学等高等教育機関及び公的試験研究機関1以上で構成される。

（委託事業の応募）

第5条 委託事業を受託しようとする者は、研究開発提案書（以下「提案書」という。）を機構に提出するものとする。

（委託先の決定および委託契約）

第6条 機構は、前条の規定により提出された提案書の内容が適当であるか審査し、委託先を決定する。

2 審査に関する事項は別に定める。

3 機構は、審査において委託することが適当であると認められたグループの代表者（以下「受託者」という。）と委託契約を締結するものとする。

（委託事業の実施）

第7条 受託者は、受託事業を一体的に管理し、誠実に受託事業を遂行する。

2 受託者はグループを構成する研究者のうち大学等高等教育機関及び公的試験研究機関と

は個別に研究契約を締結する。

3 前項により実施される研究に支出できる額の総額は、委託費の2分の1を上限とする。

4 その他対象とする経費に関することは別に定める。

(状況報告等)

第8条 機構は、必要があると認めるときは、受託者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 前項の目的のため、現地調査を行う場合がある。

(委託事業内容の変更)

第9条 受託者は、委託事業の実施にあたり、以下に掲げるいずれかの事項に該当する場合、機構と協議のうえ、委託事業の内容の変更を届け出るものとする。

(1) 受託者が提案した内容に比べ、より高い効果が見込まれる研究内容があると見込まれる場合

(2) 契約後の物価等の事情の変更により、経費の配分が委託費総額の20パーセント以上の変更が必要であると見込まれる場合

(機構の催告による解除)

第10条 機構は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、本研究に着手すべき期日を過ぎても本研究に着手しないとき。

(2) 履行期間内に本研究を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に本研究を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(機構の催告によらない解除)

第11条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 受託者が委託費の債権を譲渡したとき。

(2) 受託者が本研究を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受託者が本研究の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 本研究の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者が本研究を実施せず、機構が前条の催告をしても

契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 受託者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託費の債権を譲渡したとき。

(7) 受託者が本契約の解除を申し出たとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時本研究の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、機構が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

ク 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

ケ 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

コ 受託者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

2 前項の場合において、本構成員に損害を生ずることがあっても、機構はその損害を賠償しない。

3 本契約の解除において、受託者が委託費の概算払を受けている場合は、原則として全額を機構に返還する。

(機構の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第12条 第10条各号又は前条第1項各号に定める場合が機構の責めに帰すべき事由によるものであるときは、機構は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害のために生じた経費の負担)

第13条 機構は、本研究の実施に関し、本構成員及び第三者に発生した損害のために生じた経費を負担しない。

(研究成果書・支出証拠資料の提出)

第14条 研究開発終了後、グループ代表者はグループ内の研究成果および支出のとりまとめを行い、機構が指定する期日までに「実績報告書」、及び支出証拠資料を機構に提出しなければならない。

(成果の帰属)

第15条 本事業によって得られた特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利並びにこれらの実施権（以下「産業財産権」という。）は、グループの構成員に帰属する。

(成果の公開・普及)

第16条 委託事業で得られた成果は、公開を原則とする。

2 前項の規定は、産業財産権の取得及びノウハウの機密保持に支障がある場合、一定期間免除することができる。

3 受託者は、当該成果を発表または公開を行った場合は機構にその旨を報告しなければならない。

4 受託者は、当該成果を発表または公開する場合、機構の委託事業により得られた成果であることを明示しなければならない。

(帳簿等の整備)

第17条 受託者は、委託金に関わる経理について、その趣旨の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を研究開発が完了した日の属する機構の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(研究による収入)

第18条 受託者は、委託期間中に委託業務により発生した収入があるときは、当該収入のうち機構の指示する額を機構に返還しなければならない。

(不正の防止)

- 第 19 条 受託者は委託金の不正使用・不正受給が発生しないように管理すること。
- 2 購入については適切な納品検査を実施する事務処理体系を整備すること。
 - 3 購入手続きに公正性を明らかに出来ない場合は、委託費の返還を求める場合がある。
 - 4 研究活動において、ねつ造、改ざんおよび盗用を行わないこと。

(細則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和 3 年 6 月 28 日から施行する。